

官吏に対する定例級位勅勅に関する件（二二、五、一四）

甲 官吏に対する定例級位勅勅が、原則的に停止された理由は、次の通りである。

- (一) 級位、級勅の制度は、官等及び在職年数に応じて体系づけられてゐたが、昨年四月一日官等制度が廃止せられたので、官等を基礎とする恩賞制度は実行できなくなつたこと、
- (二) 官等制度に代え等級制（一級官、二級官等）に依る実行は、一應考えられるが、当時の考として、新憲法施行後恩賞制度は廣く再検討せられることが予想せられるといふので、死被者以外の級位勅勅を停止した。
- (三) 新たな恩賞制度が実行せられる場合には、停止せられてゐたもの

内閣

が不利益を被らない様な特別な指揮を講ずることを考慮してゐた。

乙 級位級位制度に対する今後の対策

予想せられる困難

第一案

- (1) 此の際、政府に恩賞制度に関する調査機関を設け、凡ゆる角度から本制度を根本的に再検討し、速かに新しい恩賞制度を確立すること

- (2) 行政調査部をして官吏に関する恩賞制度の全般的な考査に当ら

しめること

第二案

新恩賞制度実施までの間停止を解除して、現在の官吏制度に適合するよう法規を改正し、定例的に級位勵行すること。

† 従来の級位勵行制度は公務員（主として官吏）を中心として体系づけられてゐたのであるが、新憲法により官吏の本質が全体の奉仕者となつたのであるから新憲法下の榮典として国民全体の内から特に、官吏のみが定期的に級位勵行の榮典に浴するといふ制度は如何なものか。

内閣

□ 現在の官吏の中には、既往における職務行賞による有位勵行者も少くないが、これをこのままにして進階進級することは、平和國家の恩賞としてふさわしくないのではないか。

曰 従来民間功労者に対する恩賞は、永き慣例により、官吏に比して著しく低く其感を與えしめるものがあつたが、新憲法の下官吏の定期級位勵行を再開する

ことは、再びこの不均衡の問題が強くなつてくるのではないか、さればとて、この際民間功労者等の恩賞を従来のままの系統で引き上げれば、既往の功労者と著しい不均衡が生ずる。

第三案

新恩賞制度実施までの間、海陸大臣、國務大臣、政務官等特定の者にのみ級位勅勵の道を開くこと。

内閣

第四案

新制度実施迄の間、退官退職者にのみ、級位勅勵の道を開くこと。

本案には技術的困難例へばノ、官等制度が無くなつてから任官した者で、從來ならば初新官等の制限がなく一躍高等官三級にせられた從五位を賜はつた總務官等が新制度の下二級官とちつた際の級位の印を如何に処理するか、された文官の処置の問題。

ア 徒軍、應召期間の通算の可否の問

題。

4) 陸海軍武官たりし者の問題
等の予想せられる以外は、退官退職
者に限定するものであるだけに制限
は少いものと思はれる。

以上の場合を除じて左の二点の解決が急務である。

- (1) 新憲法の下における忠貞制度の確立の問題
例 漢洲事變、支那事變の論功行賞の取扱ひの問題